

長崎県介護員養成研修事業実施要綱
(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項第1号イ及びロの規定による介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定及び介護員養成研修（以下「研修事業」という。）の指定並びに事業者が実施すべき研修の内容等について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年3月31日厚生労働省告示第219号。以下「告示」という。）及び「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成30年3月30日付老振発0330第1号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「細則」という。）に定めるもののほか、介護員養成研修の実施について必要な事項について定めるものとする。

(研修の課程)

第2条 研修の課程は、施行規則第22条の23に定める介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。

第2章 介護職員初任者研修

(受講対象者)

第3条 介護職員初任者研修の受講対象者は、訪問介護事業に従事しようとする者又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

(修業年限)

第4条 介護職員初任者研修の修業年限は、原則として8月以内とする。

(研修の方法及び内容)

第5条 介護職員初任者研修は、講義及び演習により行うものとし、研修の項目、科目及び時間数は、別紙1-1に定めるとおりとする。

(科目の免除)

第6条 一定の資格を有する者等が介護職員初任者研修を受講する場合に、受講を免除することができる対象、科目及び時間数については、告示及び細則に準じて、以下のとおり定める。

1 次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に規定する介護職員初任者研修を修了したもの

とみなし、全科目を免除する。

- ① 平成25年4月1日改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者
 - ② 看護師等（看護師及び准看護師をいう）の資格を有する者
 - ③ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号に掲げる居宅介護従事者養成研修の1級課程、2級課程の修了者
 - ④ 介護福祉士試験の受験要件として位置づけられた実務者研修課程を修了している者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に規定する介護職員初任者研修を一部修了したものとみなし、研修科目の一部を免除することができる。
- ① 生活援助従事者研修、入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）を修了している者については、当該研修における履修科目が、介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、別表3-1で示す研修の科目及び時間を免除することができるものとする。

（事業者及び研修事業の指定申請）

第7条 研修事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施行規則第22条の26の規定に基づき、初回の養成研修の受講者の募集を開始する2ヶ月前までに、介護員養成研修事業者・研修事業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる事項を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

- ① 講師の氏名、所属、履歴、担当科目等記した講師一覧（参考1）、講師就任承諾書及び講師履歴（参考2）
- ② 研修カリキュラム（実習あり・なし）、使用テキスト名（参考7-1、参考8-1）
なお、通信で行う場合は、別表1-1に従ってカリキュラムを計画すること
- ③ 主な研修用備品
- ④ 研修参加費用及び研修の収支予算書
- ⑤ 定員、受講資格及び受講手続き
- ⑥ 実習を行う場合は、別紙3に該当する実習先の実習受入承諾書（参考5）および実習先一覧（参考6）
- ⑦ 研修科目の一部免除の有無（有の場合は、その対象、研修の科目及び時間）
- ⑧ 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式
- ⑨ 今後2年間の研修計画
- ⑩ 申請者の事業概要及び組織概要
- ⑪ 申請者の収支状況及び資産状況
- ⑫ 申請者の定款、寄附行為又はその他の規約

2 知事は、申請の内容が施行令、施行規則、告示、細則又はこの要綱に規定する形式上の要件を満たさないときは、期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、

理由を付して申請を却下することができる。

(指定の要件)

第8条 知事は、施行令、施行規則、告示、細則及び次の要件を満たすと認められる場合、事業者及び研修事業として指定することができる。

一 事業者に関する要件

- ①原則として法人格を有し、本県内に事業所（支店等含む）をおく事業者であること。
- ②次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。
 - ア 研修修了者名簿の作成、管理及び知事への提出
 - イ 研修事業の廃止、休止、再開及び申請事項の変更について知事への届け出
 - ウ 研修事業の実施に関する情報の提供、研修事業の内容変更、その他の指示を知事が行った場合に、当該指示に従うこと
 - エ 研修内容の向上を図るため、講師となる者について、指導方法等に関する研修を受講する機会を確保するよう努めること
- ③研修事業の経理が、他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算資料等研修事業の収支の状況を明らかにする資料が整備されていること

二 研修事業に関する要件

- ①講師に関しては、次の要件を全て満たしていること
 - ア 別紙2-1の要件を満たす適切な人材が確保されていること
 - イ 演習を担当する講師については、原則として、講師1名につき受講生が20名を超えない程度の割合で担当すること
- ②休講、補講等に備え、代替講師の確保や予備日の設定ができること
- ③研修事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別表2「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などにおいて開示すること
- ④研修事業者は、次の事項について、募集案内に記載すること等により、受講生に周知を行うこと
 - ア 受講を取りやめた場合等の、受講料返還の可否など金銭の収受に関すること
 - イ 研修欠席者に対する補講の実施方法及びその経費の取扱
 - ウ その他、研修の内容に関する重要事項
- ⑤研修事業者は、申請内容に沿った安全かつ適正な研修の実施のため、研修の運営について適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定しておくこと。

また、研修事業者は、研修の実施に際し、個々の科目や講師による研修効果のばらつきをなくし、質の高い研修を実施するために、研修に関係する各団体等と調整することができ、研修の内容に関して知識と経験を有する研修コーディネーターを選定しておくこと

(指定の決定)

第9条 知事は、第7条第1項の申請があったときは、その申請を施行令、施行規則、告示、細則

及びこの要綱に基づき審査する。

- 2 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて、申請者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 3 知事は、申請内容が指定基準を満たすと認められる場合、事業者としての指定及び初回の養成研修の指定を行う。
- 4 知事は、不指定の決定をしたときは、申請者に対し、理由を付してその旨通知する。

（受講者の募集等）

第10条 申請者は、前条第3項の指定を受ける前に受講者の募集をしてはならない。

2 事業者は、次の事項を公開し研修内容等を明らかにして募集を行わなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ② 研修を行う事業所の名称、責任者及び所在地（講義を通信の方法によって行おうとするものにあつては対象地域を併記する。）
- ③ 研修の名称、及び実施場所
- ④ 研修開始及び募集開始予定年月日
- ⑤ 講師の氏名及び講師資格要件
- ⑥ 研修のカリキュラム及び使用テキスト名
- ⑦ 受講料等の研修参加費用
- ⑧ 定員、受講資格及び受講手続き
- ⑨ 実習を行う場合は、実習施設
- ⑩ 研修科目の一部免除の取扱
- ⑪ 研修修了の認定方法
- ⑫ 研修を欠席した場合の補講の実施方法及びその費用等の取扱
- ⑬ 研修についての情報を公開しているホームページアドレス
- ⑭ その他、研修に係る重要事項

（養成研修の認定の申請）

第11条 事業者は、2回目以降の研修事業を実施するときは、その都度、受講者の募集開始予定の2ヶ月前までに、介護員養成研修事業計画書（様式第2号）に第7条第1項①から⑧の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の届出の内容が適当でないとは判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。
- 3 知事は、申請内容が施行令、施行規則、告示、細則及びこの要綱を満たすと認められる場合、事業者に対し介護員養成研修の認定書を交付する。
- 4 知事は、不認定の決定をしたときは、事業者に対し理由を付してその旨通知する。
- 5 事業者は、第3項の認定を受ける前に受講生の募集をしてはならない。

(変更等の届出)

第 12 条 事業者は、第 7 条及び第 11 条の申請の内容を変更若しくは研修を休講するときは、施行規則第 22 条の 29 の規定に基づき、次の手続きにしたがい、介護員養成研修事業変更・休講届(様式第 5 号)に、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

① 事業者に関する事項の変更

様式第 5 号に、法人登記簿の履歴事項全部証明書、変更後の定款等を添付し、変更した日から 10 日以内に提出すること

② 研修内容に関する事項の変更

様式第 5 号に、変更にかかる関係書類を添付し、すみやかに、かつ変更を行おうとする日の前までに提出すること

③ 研修を休講する場合

様式第 5 号に、休講理由を記入し、すみやかに、かつ休講予定の日の前までに提出すること

2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(事業の廃止・休止の届出)

第 13 条 事業者は、研修事業を廃止又は休止しようとする場合には、介護員養成研修廃止(休止)届(様式第 6 号)を廃止又は休止しようとする日から 10 日以内に提出すること。ただし、各研修のうち研修途中のものがあるときは、その研修が修了するまで廃止又は休止できない。

2 休止期間を経過しても再開届の提出が無い場合、または、事業者が 2 年間養成研修を実施しない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。

(再開の届出)

第 14 条 事業者は、休止していた研修事業を再開しようとする場合には、介護員養成研修再開届(様式第 7 号)を、再開しようとする日の 2 ヶ月前までに提出すること。

(研修事業の調査及び指導)

第 15 条 知事は、事業者に対し、必要があると認めるときは、その事項の報告及びこれに係る書類提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

2 知事は、養成研修の実施等に関して適当でないと判断したときは、事業者に対して、必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し)

第 16 条 知事は、研修事業の申請内容に虚偽があったとき、養成研修の実施内容が施行令、施行規則、告示、細則又はこの要綱の規定に違反するとき、事業者が第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項又は前条第 2 項の指示に従わないとき、その他事業者が施行令第 3 条第 1 項第 1 号口の要件を満たすことができなくなったと認めるときは、同条第 3 項の規定に基づき指定を取り消すことが

できる。なお、この場合には、事業者に対し聴聞等必要な手続きを行うものとする。

（修了の認定及び証明書の交付）

第 17 条 事業者は、研修の全カリキュラムを修了し、修了時に 1 時間程度の筆記試験に合格した者で、別紙 4-1 の評価指針に従った上で評価基準を満たした者を研修修了者と認定し、修了証明書（様式第 9 号）及び修了証明書（携帯用）（様式第 10 号）を交付する。

2 事業者は、研修を欠席した者、または修了時の評価基準を満たさない者に対し補講を行い、十分な知識・技能を習得させるよう努めること。

3 修了証明書の再交付を要する場合については、別紙 5 による。

（関係書類の管理）

第 18 条 事業者は、施行令第 3 条第 1 項第 1 号ロ及び施行規則第 22 条の 28 の規定に基づき、研修修了者について氏名、住所、生年月日、研修課程、修了年月日及び修了証明書の番号その他必要事項を記載した台帳を管理しなければならない。

2 事業者は、台帳その他の関係書類を、安全かつ適正に管理しなければならない。

（実績報告書等）

第 19 条 事業者は、施行規則 22 条の 30 の規定に基づき、各養成研修の終了後 2 ヶ月以内に、介護員養成研修実績報告書（様式第 4 号）のほか、次に掲げるものを知事に提出するものとする。

- ① 介護員養成研修修了生名簿（様式第 3 号）
- ② 介護員養成研修研修科目別実施状況一覧（講義・実技・実習）（参考 3）
- ③ 介護員養成研修補講修了報告書（参考 4）
- ④ 介護員養成研修科目の免除状況調（様式第 8 号）
- ⑤ 研修修了者に交付した修了証明書の写し

（受講時等における本人確認）

第 20 条 介護職員初任者研修の事業者は、受講時に、次の方法のいずれかで受講者本人であることの確認を行うこととする。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ② 住民基本台帳カードの提示
- ③ 在留カード等の提示
- ④ 健康保険証の提示
- ⑤ 運転免許証の提示
- ⑥ パスポートの提示
- ⑦ 年金手帳の提示
- ⑧ 国家資格等を有する者については、免許証または登録証の提示

(留意事項)

第 21 条 事業者は、研修の実施にあたり、事故の防止等、安全の確保について、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業運営上知り得た受講者等に係る個人情報の保護について、十分に留意しなければならない。また、受講者から、本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、受講生に対し、実習等で知り得た個人情報の保護について、十分に留意するよう指導しなければならない。

4 事業者は、高齢者及び障がい者等の人権を尊重し、信頼関係に基づいた介護サービスを提供することができる介護職員の養成に努め、研修運営全般において、人権および人権の啓発について十分留意しなければならない。

第 3 章 生活援助従事者研修

(受講対象者)

第 22 条 生活援助従事者研修の受講対象者は、生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

(修業年限)

第 23 条 生活援助従事者研修の修業年限は、原則として 4 月以内とする。

(研修の方法及び内容)

第 24 条 生活援助従事者研修は、講義及び演習により行うものとし、研修の項目、科目及び時間数は、別紙 1 - 2 に定めるとおりとする。

(みなし指定)

第 25 条 既に介護職員初任者研修の事業者として指定されている者については、第 12 条第 1 項第 2 号に定める変更の届出を行うことで、生活援助従事者研修の事業者として指定されたものとみなす。

(科目の免除)

第 26 条 一定の資格を有する者等が生活援助従事者研修を受講する場合に、受講を免除することができる対象、科目及び時間数については、告示及び細則に準じて、以下のとおり定める。

1 次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に規定する生活援助従事者研修を修了したものとみなし、全科目を免除する。

ア 平成 25 年 4 月 1 日改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級課程及び訪問介護員養成研修 2 級課程修了者。

- イ 看護師等（看護師及び准看護師をいう）の資格を有する者
 - ウ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号に掲げる居宅介護従事者養成研修の1級課程、2級課程の修了者
 - エ 介護福祉士試験の受験要件として位置づけられた実務者研修課程を修了している者
 - オ 介護職員初任者研修課程を修了している者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に規定する生活援助従事者研修を一部修了したものとみなし、一部の科目を免除することができる。
- ア 入門的研修を修了している者については、当該研修における履修科目が、生活援助従事者研修課程において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、別表3-2で示す研修の科目及び時間を免除することができるものとする。

（準用）

第27条 第7条から第21条までの規定は、生活援助従事者研修について準用する。この場合において、これらの規定中の「介護職員初任者研修」とあるのは「生活援助従事者研修」と、「別表1-1」とあるのは「別表1-2」と、「別紙2-1」とあるのは「別紙2-2」と、「別紙4-1」とあるのは「別紙4-2」と、「参考7-1」とあるのは「参考7-2」と、「参考8-1」とあるのは「参考8-2」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

（その他）

第28条 この要綱に定めるもののほか、介護員養成研修事業に関し必要な事項は、知事が定める。

（附 則）

- 1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、「長崎県訪問介護員養成研修の指定に関する要綱」に基づき、現に指定の申請が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請があったものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、「長崎県訪問介護員養成研修の指定に関する要綱」に基づき、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。
- 4 「長崎県訪問介護員養成研修の指定に関する要綱」（平成12年8月14日）は廃止する。

（附 則）

- 1 この要綱は、平成21年12月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、「長崎県訪問介護員養成研修の指定に関する要綱」に基づき、現に指定の申請が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請があったものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際、「長崎県訪問介護員養成研修の指定に関する要綱」に基づき、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

（附 則）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の「長崎県介護員養成研修事業実施要綱」に基づき、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

（附 則）

- 1 この要綱は、平成27年3月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の「長崎県介護員養成研修事業実施要綱」に基づき、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

（附 則）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の「長崎県介護職員初任者研修事業実施要綱」に基づき、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。